



昨年の春の交通安全運動出発式

春の交通安全 町民総ぐるみ運動

4月6日(金)～
4月15日(日)

重点目標

- ①子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
 - ②自転車の安全利用の推進
 - ③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ④飲酒運転の根絶
 - ⑤歩行者の交通ルール・マナー遵守の徹底
- ～歩行者も交通ルールを守りましょう。自分で防げる事故もある～

4月6日から4月15日までの10日間、全国一斉に春の交通安全運動が展開されます。町でも警察や各種交通安全団体と連携し、交通安全教室や街頭での指導を行うとともに、高齢者へ向けた啓発品配布並びに、町内全域へ向けた交通安全広報活動等を実施します。

私たち交通安全指導員は子どもたちが安心して学校に通えるよう年間を通して通学時に横断歩道で街頭指導を行っております。また、学校での交通安全教室や町内のイベントでの歩行者の安全確保など、町民の皆様の交通事故の未然防止の為に活動しています。

町内での交通死亡事故は3月4日時点で1,730日間発生しておりません。松島町は交通の要所であり、また観光客が大勢いる中で、この記録は素晴らしい価値があると思います。今後も記録を更新していけるよう皆様のご協力をお願いします。



澁谷交通指導隊副隊長

「交通安全への取り組み」 松島町交通安全指導隊副隊長 澁谷 直樹

さて、今月の6日から15日まで春の交通安全運動が行われます。私たち指導員も期間中は毎朝夕の街頭指導を行い、町民の皆さんに注意喚起を促しますが、交通事故を防止するためには自転車を含む運転者や歩行者が普段以上に交通ルールを遵守し、交通安全に対する意識を高めることが必要だと思えます。皆さんの一層のご協力をよろしくお願いいたします。

また、そんな私たちと一緒に指導員としてやってみてほしい方は、お気軽に声をかけてください。よろしくお願います。



▲交通安全教室のようす

●問合先
総務課環境防災班
☎354-5782

（特例あり）
●問合先
総務課税務班
☎354-5703

松島町交通安全指導員募集

平成30年度 松島町臨時職員を募集します

区分	内容
事業内容	幼稚園での特別支援教育補助
勤務場所	町内幼稚園
資格基準	幼稚園教諭及び普通自動車運転免許を有する者
任用期間	任用開始時点～平成30年9月30日 ※1回に限り6か月以内で更新する場合有り。
賃金	時給 1,000円
勤務形態	1日5時間・週5日・年200日
勤務時間	8:30～13:30※幼稚園長の指定する時間
休日	土・日・祝日・年末年始・長期休業日
加入保険	雇用保険・労災保険

区分	内容
事業内容	観瀾亭・松島博物館、カフェ・ベイランドでの観光案内及び飲食の販売提供、明月庵維持管理補助
勤務場所	観瀾亭・松島博物館及びカフェ・ベイランド
資格基準	特になし
任用期間	任用開始時点～平成30年9月30日 ※1回に限り6か月以内で更新する場合有り。
賃金	時給 800円
勤務形態	1日7時間45分・週5日・週38時間45分(シフト制)
勤務時間	8:30～17:15
休日	指定された日
加入保険	健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険

区分	内容
事業内容	幼稚園での教諭の補助
勤務場所	町内幼稚園
資格基準	普通自動車運転免許を有する者
任用期間	任用開始時点～平成30年9月30日 ※1回に限り6か月以内で更新する場合有り。
賃金	時給 800円
勤務形態	1日6時間・週5日・週30時間・年194日
勤務時間	8:15～16:45※幼稚園長の指定する時間
休日	土・日・祝日・年末年始・長期休業日
加入保険	健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険

- 申込方法 希望する職務内容を明記した市販の履歴書を総務課に提出して下さい。※資格が必要な職種については、資格の写しも提出してください。
- 申込期間 定員に達するまで
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
- 問合先 総務課総務管理班 ☎354-5701
※広報が配布された時点で、募集が終了している場合があります。その際はご了承ください。

平成30年度 土地・家屋価格等縦覧帳簿による縦覧について

土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、価格)及び家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格)を本町内に所在する固定資産の納税者の縦覧に供します。

- 縦覧期間 平成30年4月1日～平成30年5月31日(土・日・祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分
- 縦覧場所 財務課税務班
- 必要なもの 印鑑・身分証明書
- 問合先 財務課税務班 ☎354-5703

毎週月曜日は各種証明書の発行・公金の収納の窓口業務を午後7時まで延長しています

住民の皆さんの利便性を図るため、各種証明書の発行、公金の収納業務について、毎週月曜日は午後7時まで窓口業務を延長しています。(月曜日が祝祭日の場合は翌日になります)